三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第五十八条　障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～4　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～十三　（略）

十四　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2～7　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一・二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

2・3　（略）

（払渡希望金融機関等の変更の届出）

第七十二条　遺族厚生年金の受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2・3　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第五十八条　障害厚生年金又は障害手当金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～十三　（略）

十四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2～7　（略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一・二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

2・3　（略）

（払渡希望金融機関等の変更の届出）

第七十二条　遺族厚生年金の受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）